

芝浦工業大学校友会富山支部 規約**(名 称)**

第1条 本会は、芝浦工業大学校友会富山支部（以下支部という）と称する。

(目 的)

第2条 支部は、芝浦工業大学卒業生として会員相互の親睦を図り、技術情報の交換等地域産業界に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 支部は目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を深める活動
 - ①ゴルフコンペの開催
 - ②本部との交流
 - ③他支部との交流
- (2) 会員への情報提供と情報発信
- (3) その他 目的を達成するため必要な事業

(会 員)

第4条 支部は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員
芝浦工業大学、芝浦工業大学大学院、芝浦工業短期大学、芝浦短期大学、芝浦工業専門学校、芝浦高等工学校、東京高等工学校の卒業生
- (2) 準会員
芝浦工業大学、芝浦工業大学大学院の在學生及び支部総会において承認された者

(役 員)

第5条 支部には次の役員を置く。

- (1) 支 部 長 1 名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 幹 事 長 1 名
- (4) 副幹事長 若干名
- (5) 幹 事 若干名（会計幹事、監査幹事等を含む）
- (6) 相 談 役 若干名

(任 期)

第6条 役員任期は1年とし、再選をさまたげない。

(選 任)

第7条 役員は支部総会において会員の中から選任する。

(役員の仕事)

- 第8条
1. 支部長は支部を代表する。
 2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代行する。
 3. 会議の議長は幹事長がこれにあたり、幹事長不在の時は副幹事長より選任する。
 4. 幹事長及び幹事は、支部長及び副支部長を補佐し、会の各業務を分掌する。
 5. 会計幹事は会計に関する職務にあたる。
 6. 監査幹事は次の業務にあたる。
 - (1) 支部の会計に関する監査
 - (2) 支部の業務執行状況に関する監査
 7. 相談役は支部運営の相談にあたる。

芝浦工業大学校友会富山支部 規約

(会 議)

第9条 会議は総会及び役員会とする。

- (1) 総会は定例総会と臨時総会とする。
- (2) 定例総会は年度当初とし、臨時総会は役員会の決議により開催する。
- (3) 総会の議決を経る事項は次のとおりとする。
 - ア. 支部規約の制定及び変更に関すること
 - イ. 事業計画及び予算に関すること
 - ウ. 役員を選任に関すること
- (4) 役員会の役員業務は次の事項とする。
 - ア. 総会に付議する各案件の作成について
 - イ. 総会決議による事項の実施について
- (5) 各会議の招集については支部長が行う。
- (6) 各会議の運営については役員会の合議による。

(会 計)

第10条 支部の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2. 支部の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(支部事務所)

第11条 支部の事務所は、会計幹事 宅内に置く。

(付 則)

第12条 本規約は昭和53年11月12日より施行する。

昭和57年11月28日 一部改正

令和元年 7月13日 一部改正

昭和59年11月18日 一部改正

平成07年10月15日 一部改正

平成11年11月28日 一部改正

平成14年 4月 5日 一部改正

平成18年 3月 5日 一部改正

平成19年 9月15日 一部改正

平成24年 7月 7日 一部改正

平成26年 6月28日 一部改正

平成30年10月 6日 一部改正